

(別記第5)

ずわいがに日本海系群A海域に関するずわいがに漁業の資源管理協定

協定発効日 令和4年7月1日

(目的)

第1条 本協定は、ずわいがに日本海系群A海域の管理に関して、ずわいがに漁業の管理区分の漁獲可能量を超えないよう漁獲可能量の管理を行うため効果的な資源管理の推進を目的として、本協定参加者が当該水産資源に関して自主的な目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、「法」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）をいい、「施行令」とは、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）をいい、「許可省令」とは、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）をいうほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ずわいがに日本海系群A海域 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ。）別紙第2―18に定めるずわいがに日本海系群A海域をいう。
- 二 ずわいがに漁業 許可省令第2条第15号に規定する漁業であり、かつ、同省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第1号の海域で操業するものをいう。
- 三 漁場 ずわいがに漁業の操業区域中、次に掲げる3つの海域をいう。
 - イ 隠岐西（三度沖） ずわいがに漁業の許可等に関する取扱方針（令和2年11月27日付け2水管第1708号）別表第2の区域番号欄1の右欄に掲げる条件（以下「許可等の条件」という。）のうち3―1に定める海域。
 - ロ 隠岐東 許可等の条件のうち3―2に定める海域。
 - ハ 隠岐堆 許可等の条件のうち3―3に定める海域。
- 四 操業 ずわいがに日本海系群A海域の採捕及びそれに付随する行為並びにその他これらに準ずる行為をいう。
- 五 協定管理委員会 本協定の目的を円滑に実施するため、本協定参加者（以下「参加者」という。）を委員として構成する協定の管理及び運営に関する委員会をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

- 第3条 本協定の対象となる水域は、資源管理基本方針別紙2―18の第5の1（1）①に定める水域とする。
- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、ずわいがに日本海系群A海域とする。
 - 3 本協定の対象となる漁業の種類は、ずわいがに漁業とする。

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第2―18に定める目標とする。

(資源管理の目標の達成のための具体的取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 大臣管理区分（ずわいがに日本海系群A海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業）の漁獲可能量のうち、ずわいがに漁業において管理する数量（以下「管理量」という。）は、協定管理委員会においてその全部または一部を参加者に割り当て、参加者は、その数量（以下「割当量」という。）を遵守するものとする。
- 二 管理量を割り当てる方法は以下のうちいずれかとし、協定管理委員会において管理年度毎に定めるものとする。
 - (1) 各参加者に対して均等となる割合
 - (2) 基準年から過去3年分の各参加者の漁獲実績を勘案し漁場ごとに割り当てた割合
 - (3) 協定管理委員会で別に定めた割合
- 三 割当量とは別に、協定管理委員会が管理量の一部に留保する数量（以下「留保量」という。）を設ける場合、協定管理委員会は、毎漁期前に協定管理委員会が定めたルールに従い、漁期中に留保量から追加の割り当て（以下「追加割当量」という。）を行うものとする。

四 協定管理委員会が、漁期中の漁場または参加者の漁獲量が割当量及び追加割当量に到達する蓋然性が高いと判断した場合、毎漁期前に協定管理委員会が定めたルールに従い、漁場または参加者間で割当量及び追加割当量の融通を行うことができる。

五 協定管理委員会が、漁期中の漁場または参加者の漁獲量が割当量及び追加割当量に到達すると判断した場合、速やかに参加者へ操業停止を指示するものとする。その指示を受けた参加者は即時に操業を停止することとし、協定管理委員会より操業再開の指示がなされない場合、操業期間終了日まで操業停止を継続するものとする。

2 参加者は、前項以外の本協定の取組として、別紙に規定する自主的な資源管理措置に積極的に取り組み、資源管理目標の早期達成を目指すものとする。

（取組の履行確認等に関する事項）

第6条 前条第1項の具体的取組の着実な実施を担保するため、参加者に対して少なくとも年1回、次の各号に掲げるところにより履行確認を行うものとする。

一 参加者は、本協定遵守の履行確認に協力するものとする。

二 履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うものとする。

三 前条第1項第一号の履行確認においては、参加者ごとの仕切書、伝票等に基づく法第30条の漁獲量等の報告、若しくは漁獲成績報告書を基に確認するものとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認するものとする。

2 前条の取組については、協定管理委員会が参加者に対して、漁期前に確実な実施のための指導及び漁期後に取組状況の確認とその共有を行い、積極的な取組を推進するものとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第7条 参加者は、法第30条第1項及び第52条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況及び漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

2 参加者は、本協定の実施のため必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第8条 第5条の具体的取組によるずわいがに日本海系群A海域の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ずわいがに日本海系群A海域の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針において当該水産資源に係る事項に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うものとする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うものとする。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的取組、その履行確認への協力、その他本協定及び本協定の規定に基づく要領並びに規約等について、参加者に違反の疑義が認められた場合、当該違反の疑義の内容について協定管理委員会で調査及び協議するものとする。

2 前項の調査及び協議の結果、参加者の違反が明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものと判断される場合には、協定管理委員会は当該参加者の違反を国に申し出るものとし、当該参加者は第6条第1項の遵守を要件とする国及び関係都道府県の補助金等を受けないものとする。この場合において、当該補助金等を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

3 第1項の調査及び協議の結果、参加者の違反が明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものと判断される場合、当該参加者は、本協定を脱退しなければならない。

4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の判断に当たっては、本協定の参加者（該当の違反に係る者を除く。）の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第10条 協定管理委員会は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者は、住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、協定管理委員会に対して、速やかに当該変更の内容を届け出るものとする。

- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合、協定管理委員会に対して脱退を届け出ることとし、脱退は、協定管理委員会が届出を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第 11 条 本協定の有効期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（議決権及び決議）

第 12 条 参加者の議決権は、1 参加者につき 1 票を有するものとする。

2 決議は、参加者全員の議決権の過半数の同意をもって行うものとする。

3 本協定の廃止は、参加者全員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の同意をもって行うものとする。

（協定管理委員会の設置）

第 13 条 協定管理委員会を別に定める協定管理委員会規約に基づき設置し、本協定の管理等を行う。

2 協定管理委員会の事務局は、島根県かにかご漁業組合に設置する。

（協定管理委員会の機能及び経費の負担）

第 14 条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一 資源管理の目標の達成のための具体的取組の実施及び履行確認に関する事務、効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務並びにその他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務

二 法及び施行令の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務

三 その他本協定の手続において、協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

2 協定管理委員会は、第 1 項の事務を行うにあたり、必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

（その他）

第 15 条 本協定に定めのない事項については、協定管理委員会で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（本協定の参加者）

別表のとおり。

（以上）

「ずわいがに日本海系群A海域に関するずわいがに漁業の資源管理協定」第5条第2項に規定する自主的な管理措置の取組は、次表に記載するものとする。

取組項目	内容	備考
休漁	11月20日から22日まで及び翌2月6日(船舶総トン数30トン未満の場合は24日)から同月末日まで	左記期間に加えて休漁の実施を行う場合がある
ミズガニ* の採捕	期間: 1月20日から休漁開始まで	* オスのズワイガニのうち9月頃に最終脱皮をした後に概ね1年未満であり外殻が柔らかいもの
	尾数: 1隻1航海当たり570尾以内	
未成熟ガニの保護	操業の際に次のいずれかの規格の改良漁具を使用	
	かごの網目が15cm以上のもの又は9.5cm以上の円形脱出口(リング)を装着したもの	

ずわいがに日本海系群A海域に関するずわいがに漁業
資源管理協定第5条第1項第2号（3）に規定する別に定める割合

協定管理委員会は、「ずわいがに日本海系群A海域に関するずわいがに漁業の資源管理協定」第5条第1項第2号（3）に規定する、ずわいがに漁業において管理する数量（以下「管理量」という。）の割り当て方法として別に定める割合を、次のとおり定める。

なお、割合については必要に応じて、管理委員会にて変更するものとする。

期間については「ずわいがにの採捕に関する協定書」第1条第1項に定める自主規制期間とする。

期 間	区 分	割 合	割り当て方法
11 月 23 日から 翌年 2 月 23 日まで	船舶総トン数 30 トン未満船	管理量の 8 割	各参加者に 均等配分する
11 月 23 日から 翌 2 月 5 日まで	船舶総トン数 30 トン以上船	管理量の 2 割	〃